株式会社 関西アーバン銀行

変額終身保険「えがお、ひろがる」の取扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行(頭取:橋本 和正)は、平成27年6月8日(月)より、変額終身保険「えがお、ひろがる」(引受保険会社:三井住友海上プライマリー生命保険株式会社)の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

- 1. 変額終身保険「えがお、ひろがる」の主な特長
 - (1) 外貨と特別勘定の運用によりインフレヘッジの効果が期待できます。また、レバレッジ機能を働かせることで、高い運用成果を追求します。
 - (2) 契約時に105%~200%の範囲で目標値を設定できます。目標額に到達した場合、円建 終身保障へ移行し、運用成果を自動確保します。
 - (3) ロールアップ死亡保障により毎年最低死亡保障が充実することに加え、特別勘定での 運用期間満了後には、最低移行原資金額として基本保険金額の100%~115%を保証する など、安心の最低保証があります。
- 2. 取扱い開始日

平成27年6月8日(月)

以上







【商品概要】

契約通貨		豪ドル・米ドル・ニュージーランド(NZ)ドル
最低		2万ドル (1 ドル単位)
一時払保険料 (基本保険金額)	最高	5億円(保険料受領日の換算レートによる円換算額)
	田入金特約を付加した場合	200万円以上5億円以下(1万円単位)
	「一門を付別を刊加した物目	
	外貨入金特約を付加した 場合	払込通貨により上記最高額、最低額を適用します。 ※ お取扱いは、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドル、米ドル→ニュージーランドドル、豪ドル→ニュージーランドドルに限ります。
契約年齢		15 歳~80 歳(満年齢)
保険期間		終身
目標値の設定		105%~200% (1%単位で選択可能)、設定なし ※目標値は、特別勘定での運用期間中の変更が可能です。
死亡保険金額	移行日前日まで (目標達成前または目標値を) 設定していない場合	積立金額*1および最低死亡保障金額のうち大きい額 *1 特別勘定への繰入日の前日までの期間においては、積立金額を 特別勘定繰入金額と読み替えます。
	目標達成の翌日から移行日 前日まで	死亡日における積立金額
	移行日以後	移行日前日の積立金額と最低移行原資金額のいずれか大きい 額を基準に移行日における計算基礎率により算出します。
災害死亡保険金		目標達成した場合に目標達成の翌日から移行日前日まで適用 し、積立金額の10%を死亡保険金に加えてお受取りいただき ます。
目標設定特則	目標達成の判定	契約日より1年経過以後、特別勘定での運用期間中に毎営業日目標達成の判定を行います。 解約払戻金の円換算額が、円換算基本保険金額*2×目標値以上となった場合、目標達成したといいます。 *2 一部解約された場合は、一部解約の割合に応じて円換算基本保険金額も減額されます。
	目標達成による振替	目標達成した場合、翌日始に解約払戻金の円換算額を一般勘 定に振り替え、移行日まで積み立てます。
	振替後の適用利率	振替日の毎年の応当日に設定し、利息を毎日付利します。
解約払戻金	移行日前	解約日における積立金額*3から解約控除額を差し引いた金額となります。 *3 特別勘定への繰入日の前日までの期間においては、積立金額を特別勘定繰入金額と読み替えます。
	移行日以後	移行後保険金額に応じて移行日から解約日までの経過年数に より計算した金額(責任準備金額)となります。
一部解約	目標達成前または目標値を 設定していない場合	1,000ドル以上 (100ドル単位) ※ 移行日前においては、一部解約後の基本保険金額が2万ドル、または積立金額が2,000ドルを下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。 ※ 移行日以後においては、一部解約後の死亡保険金額が2万ドルを下回る場合には、一部解約をお取扱いできません
	目標達成後	10万円以上(1万円単位) ※ 移行日前においては、一部解約後の基本保険金額が200万円、または積立金額が20万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。 ※ 移行日以後においては、一部解約後の死亡保険金額が200万円を下回る場合には、一部解約をお取扱いできません。
増額		お取扱いいたしません。

解約控除		一時払保険料に経過年数に応じた解約控除率を乗じた額となります。
保険料の払込方法		一時払のみ
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
付加できる主な特約	遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金 形式で受取ることができます。
	年金移行特約	円建終身保障への移行後(目標達成後)かつ契約日から3年経 過以後、移行日前において、ご契約の全部を将来の死亡保障 にかえて、年金支払に移行することができます。
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人に かわって年金を請求することができます。
	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受取ることができます。
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で入金することができます。※ お取扱いは、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドル、米ドル→ニュージーランドドル、豪ドル→ニュージーランドドルに限ります。
諸費用	為替手数料	円入金特約レート : TTM+50 銭
		外貨入金特約レート: (契約通貨の TTM+25 銭) (払込通貨の TTM-25 銭)
		円支払特約レート : TTM-50 銭
	保険関係費	積立金額に対して最大年率 2.40%
	資産運用関係費	特別勘定の資産残高に対して年率 0.20%程度(消費税抜)
	年金管理費	年金額に対して 1% ※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金 支払期間を通じて適用します。
	解約控除率	経過年数に応じて 10%~0%

- ※ 短期資金型特別勘定は2030年4月を目途に設定する予定のため、現時点で未定です。
- ※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合、基本保険金額は、合算して5億円を超えることができません。なお、既契約の換算レートはその保険料受領日時点のレートを適用します。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

市場リスクについて

○ 特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動(増減) します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株 価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を 下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

○ 一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額がご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

その他留意事項

- この保険商品は当行による元本および利回りの保証はありません。
- この保険商品は、三井住友海上プライマリー生命が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。 当行は、募集代理店として、契約の媒介を行いますが、契約の相手方は、当行ではなく、三井住友海上プライマリー生命となります。
- この保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、当行窓口までお問い合わせください。
- 三井住友海上プライマリー生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約払戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約払戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- この保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込は お断りしています。